

2025年3月28日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 「令和7年度税制改正」による「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」 取扱内容の変更について

「令和7年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」が改正される予定です。主な変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

### ○適用期限が2年延長されます

「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。

これに伴い、「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2027年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2025年3月31日（月）	2027年3月31日（水）

非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、こども家庭庁作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」をご参照ください（こども家庭庁ホームページに掲載されています）。

※こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/zouyozei>

以上